

学校いじめ防止基本方針

福知山市立昭和小学校

福知山市立昭和小学校 学校いじめ防止基本方針

福知山市教育目標 自分のために 人のために 社会のために 共に幸せを生きる人材の育成

学校教育目標 自ら学び つながり合い 未来を拓く 昭和の子

1 学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ問題への学校の基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。本校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、地域、保護者、関連機関と連携のもと、いじめ防止推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的効果的に推進するため、福知山市立昭和小学校いじめ防止基本方針を策定する。

(2) いじめの定義

いじめとは、当該児童が在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものである。

- ① けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせた場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

(3) いじめについての基本的認識

- ・いじめは、人間として許されない行為である。
- ・いじめの被害・加害は、どの児童にもどの学校にも起こりえるものである。しかし、いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身なって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫く。
- ・暴力を伴わないいじめ、心理的な嫌がらせなどを過小評価することなく、いじめが集団構造及びその力関係の中で行われることを認識する。
- ・いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害であることについて児童が十分に理解できるように丁寧に説明を行う。
- ・学校、家庭、地域が一体となって、さらには、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー、京都府警察本部サポートセンターと連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に社会総がかりで取り組む。

(4) いじめ問題防止に向けた組織体制

| 氏名 | 校務分掌 | 任務内容 |
|--------|---------|---|
| 勝村 輝幸 | 校長 | いじめ防止基本方針の策定と児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくり推進の統括、重大事案にかかわる判定 |
| 石井 秀和 | 教頭 | いじめ防止基本方針に謳った各対策推進の統括・指導 |
| 荻野 哲也 | 教務主任 | いじめの問題にかかわる各取組、対処の監督・助言、関連機関との連携 |
| 人西 崇 | 生徒指導部長 | いじめの早期発見のための具体的な取組の立案・提起、実行、検証、修正 いじめの疑いや児童の問題行動にかかわる情報の収集と記録、共有、指導方針の決定 |
| 荻野 さおり | 人権教育部長 | いじめの未然防止に向けたプログラムの策定といじめへの対処のための方針・取組の提起、実行、検証、修正 |
| 徳田 裕美子 | 養護教諭 | いじめにかかわった児童の精神的・身体的ケア |
| 随時 | 学年主任・担任 | 情報の収集と記録、共有 |

2 いじめの早期発見・早期対応に向けて

(1) いじめの未然防止について

児童一人一人が、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組み、自己実現とともに他者貢献や社会貢献の契機とする。また、教師一人一人がすべての児童が分かる授業づくりと基礎基本の定着を図り、自己有用感や充実感を感じられるような、いじめを防止するための教育活動を推進する。自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、「いじめは決して許されない人権侵害である。」ことを理解させる。また、けんかやふざけ合いであっても見えない所（スマートフォンやインターネット上など）で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。そして、いじめやいじめにつながる具体的な行為、いじめを防ぎ、いじめを許さないための行動について考えさせたり、議論させたりする機会を計画的に設ける。さらに、学校評議員に対し、いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、必要に応じて民生委員や町内会等の地域の関係団体にも働きかけるなど、地域との連携・協同を進める。

<具体的な取組>

- 伝え合い、聞き合う授業づくりに努め、一人一人が大切にされる学級経営に努める。
- 分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が参加・活躍する授業の工夫をする。
- 全校集会・学級活動においていじめ問題に触れ「いじめは絶対に許さない」学校風土を醸成していく。
- ストレスに適切に対処できる力を育ませる。
- 児童会を中心とした、「仲間づくり」等の主体的な取組を通し、相手を意識した行動を学ばせる。
- 「いじめ基本方針」をホームページに載せ、保護者の意識啓発を図る。
- 児童及び保護者に「いじめ対策会議」の存在や活動について説明し、周知する。
- 警察等の関係機関と連携して、ネットの正しい使い方を学ばせる。

(2) いじめの早期発見について

いじめは遊びやふざけを装ったり、大人からは見えにくいところ（スマートフォンやインターネット上など）で起きたりすること、いじめの被害者は、その実情を極めて訴えにくいことを鑑み、児童が示すわずかな変化やサインを見逃さない。また、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしの悪ふざけが深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する。そのために、日常のきめ細やかな声かけなどを通じて「包み込まれているという感覚」を実感できるような関係を構築する。また、教育相談や生活アンケートや聞き取り調査の実施によって積極的に情報の収集・共有を行ったリ、スクールカウンセラーとも連携を進めたりしながら、教育相談体制の整備・周知を図り、組織的に判断する。さらに、児童に対しては、いじめ対策組織の周知徹底を行い、安心して生活できるようにする。

<具体的な取組>

- あらゆる方面から常に情報を収集し、例えその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても特定の職員で抱えこまず共有する。
- 管理職等による授業観察を日常的に実施する。
- いじめアンケートと学校独自で取り組む生活アンケートの有効な活用をする。
- 教職員間で確実に情報を共有する。（5W1H）

(3) いじめへの対処

いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し該当いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。その際には、被害児童を徹底して守り、加害児童に対しては、アンケート調査や聞き取り調査等により事実を確認し、いじめの内容を明らかにした上で、毅然とした態度で指導にあたる。また、これらの対応については、日頃から全教職員がいじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解をし、組織的な対応のための体制を整備する。いじめの解消については、行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないものとし、解消後も日常的に注意深く観察するなど継続的な指導を行う。インターネットやスマートフォンを利用したいじめについては、刑法上の罪や民事上の請求に問われる対象になり得ることや、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

<具体的な取組>

- 「いじめ」と判断される事象についての記録化を徹底する。
- 校内の「いじめ対策会議」での組織的な対応を図る。
- 被害児童を守り通し、安全確保に努める。
- 加害児童については、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導するとともに、いじめの背景にも目を向け孤立感や疎外感を与えないように指導する。
- いじめが起きた集団には、自分たちの問題であることを認識させ、よりよい人間関係を築くための学校生活の改善を図る。
- 警察等の関係機関によるネットトラブル等の指導を依頼する。

(4) 組織的ないじめ対応体制（学校対応フロー）いじめを発見、通報を受けての対応マニュアル（別紙参照）

3 学校内 重大事案への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより、下記の該当児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、保護者からいじめられて重大事案に至った申し立てがあった場合は、教育委員会の指示を受けて「学校いじめ問題対策協議会」を中心に被害児童及び保護者の意向を踏まえ、事実関係を詳細に把握する。調査に基づき、関係機関の指導を受けながら、対策を実行すると共に、被害児童及びその保護者に情報の提供をする。調査、対応については、逐次教育委員会に報告し、指導助言を受ける。さらに、調査結果を踏まえ、いじめ収束に全力を尽くすと共に、再発防止のために必要な措置をとる。

(2) 学校いじめ問題対策協議会

※ 校長の求めに応じて、校長、PTA会長、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員等で構成

| 氏 名 | 役 職 |
|--------|----------------------|
| 足立 悠磨 | PTA会長 |
| 仁張 由章 | 学校運営協議会委員 |
| 桐村 恵美 | 学校運営協議会委員 青少年問題協議会会長 |
| 関 秀法 | 学校運営協議会委員 |
| 上野 光博 | 学校運営協議会委員 主任児童委員 |
| 有田 博之 | 学校運営協議会委員 |
| 洪山 洋子 | 学校運営協議会委員 |
| 山本 直美 | スクールカウンセラー |
| 山口 明日子 | 主任児童委員 |
| 高山 あつ子 | 民生児童委員協議会会長 |

4 いじめ問題の解決に向けた具体的方策

| | 令和7年度 具体的方策 | 令和7年度 成果と課題 | 令和8年度 具体的方策 |
|---|---|---|---|
| すべての教育活動を 通じた道徳教育、 体験活動等 | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳（通年） ・人権学習（6月、12月） | <ul style="list-style-type: none"> ・人権学習を通して、相手を思いやる言動への意識を高めることができた。 ・道徳教育などを通して学びを实践できる機会などを計画していくことが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳（通年） ・人権学習（6月、12月） |
| 児童生徒等の 自主的活動支援の いじめ防止のための 啓発状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・「昭和じんけんの日」（通年） ・特別支援学級理解教育（4月） ・非行防止教室（7月） ・ネットトラブル防止講座 ・人権旬間（6月～7月、11月～12月） | <ul style="list-style-type: none"> ・「昭和じんけんの日」の取組を充実させることで、児童の人権への意識を高めたり、望ましい仲間づくりをしたりできた。 ・いじめ根絶に向けた集中的な取組や児童の自主的な活動によって、いじめを許さない気持ちを高めることができた。 ・保護者も参加できる形態など工夫し、ネットトラブルに対応する研修を計画する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「昭和じんけんの日」（通年） ・特別支援学級理解教育（4月） ・非行防止教室（7月） ・ネットトラブル防止講座 ・人権旬間（6月～7月、11月～12月） |
| 早期発見に向け た調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（6月、11月、2月） ・配慮を要する児童の交流（4月、2月） ・生徒指導部会（毎月） ・学年会（毎週） | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査や二者面談を実施することで、児童の不安や悩み、いじめ事象等、早期に問題事象を発見し対応することができた。 ・学年会や係会で児童の状況を交流することで、情報を共有することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ調査（6月、11月、2月） ・配慮を要する児童の交流（4月、2月） ・生徒指導部会（毎月） ・学年会（毎週） |
| 教職員への 研修等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」について ・夏季校内研修（8月） 「いじめ調査の結果と未然防止」について | <ul style="list-style-type: none"> ・夏季校内研修を通してネットトラブルなど新たないじめについて共通理解を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」について ・夏季校内研修（8月） 「いじめ調査の結果と未然防止」について |
| 保護者等への 啓発者への | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより（毎月） ・昭和っ子だより（児童・保護者向け生徒指導通信：随時） （いじめ調査の結果等を含む） ・いじめ基本方針の周知（HP掲載） | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態（いじめ事象等）及びいじめについての学校の考え方や指導方針について啓発することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより（毎月） ・昭和っ子だより（児童・保護者向け生徒指導通信：随時） （いじめ調査の結果等を含む） ・いじめ基本方針の周知（HP掲載） |

5 教職員研修

(1) 令和7年度 いじめ問題に関する教職員研修の実施回数等

| | 教職員 研修 | 人権学習 授業研 |
|------|-----------|-------------|
| 実施回数 | 7 | 2 |
| 時間数 | 9 | |

(2) 教職員研修の概要（実績）

| 実施月 | 時間数 | テーマ | 具体的内容（講師名含む） |
|-----|-----|------------------------|---|
| 4 | 1 | 配慮を要する児童の交流 | 配慮を要する児童についての情報を共有し、共通認識に基づく組織的な指導に向けて確認する。（各担任） |
| 5 | 1 | 学校いじめ防止基本方針 | 「学校いじめ防止基本方針」策定の経緯と意義、本校での取組について共通理解をする。（生徒指導部長） |
| 8 | 1 | いじめ調査の結果及びいじめの未然防止について | いじめ調査の結果について確認し実態をふまえた上で、解決と未然防止のための取組について共通認識する。（生徒指導部長） |
| 9 | 1 | 配慮を要する児童の交流 | 配慮を要する児童についての情報を共有し、共通認識に基づく組織的な指導に向けて確認する。（各担任） |
| 12 | 1 | いじめ調査の結果について | いじめ調査の結果について確認し、実態と解決に向けての取組について共通認識する。（生徒指導部長） |
| 2 | 1 | 配慮を要する児童の交流 | 配慮を要する児童についての情報を共有し、共通認識に基づく組織的な指導に向けて確認する。（各担任） |
| 3 | 1 | いじめ調査の結果について | いじめ調査の結果について確認し、実態と解決に向けての取組について共通認識する。（生徒指導部長） |

(2) 令和8年度 いじめ問題に関する教職員研修の実施回数等

| | 教職員 研修 | 人権学習 授業研 |
|------|-----------|-------------|
| 実施回数 | 7 | 2 |
| 時間数 | 9 | |

(4) 教職員研修の概要（計画）

| 実施月 | 時間数 | テーマ | 具体的内容（講師名含む） |
|-----|-----|------------------------|---|
| 4 | 1 | 配慮を要する児童の交流 | 配慮を要する児童についての情報を共有し、共通認識に基づく組織的な指導に向けて確認する。（各担任） |
| 5 | 1 | 学校いじめ防止基本方針 | 「学校いじめ防止基本方針」策定の経緯と意義、本校での取組について共通理解をする。（生徒指導部長） |
| 8 | 1 | いじめ調査の結果及びいじめの未然防止について | いじめ調査の結果について確認し実態をふまえた上で、解決と未然防止のための取組について共通認識する。（生徒指導部長） |
| 9 | 1 | 配慮を要する児童の交流 | 配慮を要する児童についての情報を共有し、共通認識に基づく組織的な指導に向けて確認する。（各担任） |
| 12 | 1 | いじめ調査の結果について | いじめ調査の結果について確認し、実態と解決に向けての取組について共通認識する。（生徒指導部長） |
| 2 | 1 | 配慮を要する児童の交流 | 配慮を要する児童についての情報を共有し、共通認識に基づく組織的な指導に向けて確認する。（各担任） |
| 3 | 1 | いじめ調査の結果について | いじめ調査の結果について確認し、実態と解決に向けての取組について共通認識する。（生徒指導部長） |

6 その他

(1) 教育的諸課題などから特に配慮が必要な児童について

以下に示す、特に配慮が必要な児童については、日常的に、該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童

(2) 校内におけるいじめ防止等に対するPDCAサイクル

常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度、取組状況を児童の視点で客観的にふり返し改善を図っていく。また、学期末の職員会後において、いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全職員で共通理解を図る。